

1 税条例導入の背景

2050年カーボンニュートラルに向けて再エネの最大限導入が必要である一方、土砂災害・景観・環境等への懸念を地域が抱えている状況を踏まえ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな取組みとして、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入し、令和6年4月1日に施行しました。

2 課税対象

0.5ヘクタールを超える森林(国有林及び地域森林計画対象民有林)を開発し、設置された太陽光・風力・バイオマス発電設備

【地域共生の観点から非課税となるもの】

- (1) 地球温暖化対策推進法の規定により、市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備
- (2) 農山漁村再生可能エネルギー法の規定により、市町村の認定を受けた設備整備計画に基づき使用される設備
- (3) (1)及び(2)に準ずるものとして、市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される設備

3 事業計画の認定

再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づき、上記(3)の、事業計画の認定申請があり、申請書を審査したところ、認定基準を満たしていると認められたことから、令和6年7月31日付で知事認定を行いました。これにより、地域共生の観点から非課税となります。

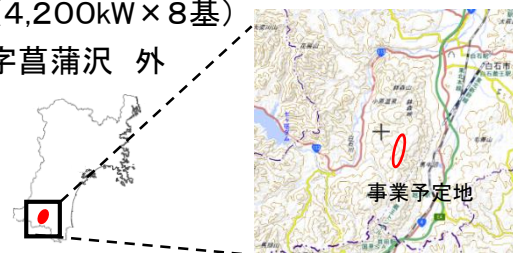
4 認定事業の概要

事業名： 白石越河風力発電事業

事業者： 合同会社白石越河風力(東北電力株式会社100%出資)

容量： 33,600 kW(4,200kW×8基)

所在地： 白石市小原字菖蒲沢 外



地理院地図(電子国土地図)を加工して作成

5 認定までの経緯

本事業については、地域の合意形成等を図るために協議会が設置され、当該協議会において地域と共生する事業として「適」とする決議がなされており、この決議を踏まえ、白石市長宛てに事業計画に係る認定申請があり、市長認定されています。

(参考)

令和6年3月25日 第1回協議会

令和6年4月24日 第2回協議会

令和6年5月27日 第3回協議会(決議)

令和6年7月 1日 事業者から白石市長に対して認定申請

令和6年7月18日 白石市長認定

令和6年7月22日 事業者から知事に対して認定申請

令和6年7月31日 知事認定

6 事業者が実施する地域貢献策

- ・白石市及びまちづくり協議会が実施する事業に対する支援
- ・地元小中学校への環境教育(施設見学)に対する協力
- ・工事・メンテナンス業務の地元業者への発注等を実施 など